

神戸で働きたい人材を **無料**でご紹介



「神戸で働こう！おためし職場体験・見学プログラム」 受入企業募集

「神戸で働こう！おためし職場体験・見学プログラム」は神戸での就職・転職・再就職を希望する求職者を神戸市内で求人をしている中小企業が受け入れ、短期間の職場体験や見学等を実施し相互理解を深めることでミスマッチのない雇用を創出することを目的としたプログラムです。

実際の職場や業務を体験もしくは見学することで、適性や特徴などを相互に深く理解をした上で採用可否を判断したり、採用後の育成方法を検討できることから、ミスマッチのない人材確保を実現することができます。

人材不足の
解消に

ミスマッチ
のない人材
の確保に

お申込

求人・職場体験・
見学情報登録

ウェブフォームまたは所定の
申込書でお申込ください。

事業参加条件を満たす企業
様に求人情報のご登録
フォームをお送りします。

希望者の募集・ ご紹介

職場体験・見学プログラムの
ガイダンス参加者等に貴
社の募集情報をご紹介します。
希望者が現れましたらご紹介
します。職場体験の日程
調整をお願いします。

職場体験 職場見学

1～3日間（1日あたり2時間
～6時間）の職場体験や見学
を通じて相互理解をはかり
ます。
※企業様にて実施可能な範
囲で職場体験もしくは見学
を実施いただけます。

選考・採用

職場体験・見学終了後10
日以内に採用の可否もしく
は選考状況を運営事務局ま
でご報告ください。
※神戸市内の事業所での採
用に限りません。

実施期間	～2021年2月
申込み条件	以下の条件に該当する企業 ・神戸市内の事業所での採用および職場体験・見学の 受入れが可能 ・正社員または正社員を前提とした求人の募集に向け た職場体験・見学が実施できる ・職場体験・見学終了後10日以内に採用の可否もしく は選考状況を運営事務局まで報告できる
費用	無料 ※求職者の紹介～職場体験・見学の受入～採用まで費用は一切か かりません。 ※参加者に対して日当、交通費等の支払いも不要です。

対象求職者	神戸市内の企業への転職・再就職を希望する方 (新卒者は除外)
期間	1～3日（1日あたり2～6時間） ※6時間実施する場合は45分以上の休憩時間が必要です。
職場体験・見学 内容	職場環境や募集する職業の理解を深めることができる プログラム (事業・仕事内容の説明や職場見学、業務体験、求職 者と現役社員との交流会等) ※企業様にて実施可能な範囲で職場体験もしくは見学を実施いた だけます。
実施場所	採用後の就業場所となる神戸市内の事業所

その他の条件はホームページでご確認ください。
お申込は受け入れ及び採用を保証するものではありません。ご了承ください。

申込み 方法

ホームページ、または裏面の申込書に記入し運営事務局あてにメールまたはFAXでお送りください。

URL : <https://sites.google.com/view/kobe-otameshi/program/comapany>

FAX : 06-6346-6838 E-mail : kobecity-tensyoku@gakujo.ne.jp



主催



運営
お問合せ

神戸市「転職・再就職支援事業」運営事務局 株式会社学情 (担当：川上、宮川、中川)
〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-10

TEL : 06-6346-6303 FAX: 06-6346-6838 E-mail : kobecity-tensyoku@gakujo.ne.jp

神戸で働こう！おためし職場体験・見学プログラム 受入れ企業 お申込書

送付先

FAX：06-6346-6838

E-mail：kobecity-tensyoku@gakujo.ne.jp

参加申込書

■ 貴社について

フリガナ			
企業名			
ご住所		〒 -	
ご担当者	部署		役職
	フリガナ		
	お名前		
ご連絡先	電話		FAX
	E-mail		
業種 (事業内容)			
資本金		従業員数	
H P			

■ 求人内容及び職場体験の内容について（未定の箇所は「未定」とご記入ください）

事業所名		
実施場所 (神戸市内の事業所に限る)	〒 -	
募集職種	募集を予定している職種を全てご記入ください。	
募集条件 (対象等)		
右記1～5を確認のうえ いずれかに ☐ チェックしてください (右記1～5について該当しないものがある場合は企業申込をすることができない場合があります)	1. 本事業は職場体験を通じて求職者のスキルアップ及び選考を目的としており、短期労働力の確保を目的としたものではないことを理解しています。 2. 過去3年間に労働基準監督署より是正命令を受けた事業者または行政処分期間中の事業者ではありません。 3. 風営法の対象業種、刑法で禁じられた行為への関与が予想されうる業種、業態、事業者、消費者トラブル等を招きやすい勧誘等を行う事業ではありません。 4. 中小企業基本法に規定される中小企業に該当しています。 5. 暴力団員が役員として経営に関与している等「神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱」第5条に該当する事業者ではありません。	☐ 1～5について全て該当する ☐ 1～5について該当しないものがある

主催



運営
お問合せ

神戸市「転職・再就職支援事業」運営事務局 株式会社学情（担当：川上、宮川、中川）
 〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-10
 TEL：06-6346-6303 FAX:06-6346-6838 E-mail：kobecity-tensyoku@gakujo.ne.jp